

別紙様式第4号（第12条関係）【更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容（更新）

愛知県燃油高騰対策推進協議会（以下「甲」という。）が愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（燃料購入数量等の設定）

- 第1条 乙は、令和○年○月1日から令和○年○月30日（又は28日若しくは31日）までの間に施設園芸用燃料価格差補填金（以下「補填金」という。）の令和○事業年度の補填金の対象となる燃料購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃料購入数量、積立単価（以下「燃料購入数量等」という。）を設定するものとする。

（燃料補填積立金の納入）

- 第2条 乙は、前条の燃料購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃料購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃料補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

（燃料購入数量の報告）

- 第3条 乙は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃料購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

- 第4条 甲は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃料補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃料補填積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃料補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の○月○日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日（又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日）から令和○年6月30日までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別紙様式第4号（第12条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容（新規）

愛知県燃油高騰対策推進協議会（以下「甲」という。）が愛知県燃油高騰対策推進協議会燃料価格施設園芸等高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（燃料購入数量等の設定）

- 第1条 乙は、令和○事業年度に施設園芸用燃料価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃料購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃料購入数量、積立単価（以下「燃料購入数量等」という。）を設定するものとする。

（燃料補填積立金の納入）

- 第2条 乙は、前条の燃料購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃料購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃料補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

（燃料購入数量の報告）

- 第3条 乙は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃料購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

- 第4条 甲は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第12条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃料補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃料補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じ

た場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃料補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日（令和〇年7月1日）から当該事業年度の対象期間の末日（令和〇年6月30日）までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。